



山形県公報

平成25年1月4日(金)
第2407号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) …… 1
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …… 2
- 指定管理者の指定……………(森林課) ……同
- 民有保安林の指定の予定……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) …… 3
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 指定管理者の指定……………(空港港湾課) ……同
- 同……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 同…………… 4

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地    | 指定年月日     |
|--------------|---------------|-----------|
| あらまち調剤薬局     | 米沢市中央五丁目3番30号 | 平成24.11.1 |
| ヤマザワ調剤薬局松見町店 | 山形市松見町21番10号  | 同 12.1    |

**山形県告示第2号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日      |
|--------------|---------------|------------|
| ヤマザワ調剤薬局松見町店 | 山形市松見町16番5号   | 平成24.10.31 |
| あらまち調剤薬局     | 米沢市中央七丁目1番14号 | 同          |

**山形県告示第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県眺海の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県眺海の森
- 2 指定した団体 酒田市土淵字甚治郎向20番地1  
一般社団法人庄内森林保全協会
- 3 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第4号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字板敷3764、3772（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
雪崩の危険の防止
- 3 指定施業要件  
立木の伐採を禁止する。  
〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第5号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年1月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|----------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 西置賜郡白鷹町大字下山字黒瀧前40番1から<br>同 字小田澤171番3まで | 旧    | 66.3 <small>メートル</small><br>}<br>13.7 | <small>メートル</small><br>580 |
| 同 上                                    | 新    | 66.3 <small>メートル</small><br>}<br>13.7 | 同 上                        |

**山形県告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年1月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字下山字黒瀧前40番1から  
同 字小田澤171番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月4日

**山形県告示第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、マリパーク鼠ヶ関の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 マリパーク鼠ヶ関
- 2 指定した団体 鶴岡市鼠ヶ関丙150番地  
鼠ヶ関自治会
- 3 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、庄内空港緩衝緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 庄内空港緩衝緑地

- 2 指定した団体 酒田市大町2番7号  
庄内園芸緑化株式会社
- 3 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年1月4日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 公の施設の名称 山形県あかねヶ丘陸上競技場
- 2 指定した団体 山形市長苗代61番地  
財団法人山形市体育協会
- 3 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年12月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名称  
特定非営利活動法人山形人権フォーラム
- (2) 代表者の氏名  
佐藤 宗雲
- (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市大山三丁目46番38号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して人権擁護及び男女共同参画社会の形成の促進を図る活動並びに社会福祉の増進に関する事業を行い、自由人権思想と社会福祉の普及発展に寄与することを目的とする。